

## 千葉県市内自治会集会所建設等事業資金融資要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、市内の町内自治会活動の推進に寄与するため、町内自治会が集会所の建築等又は修繕の事業を行う際の資金の融資あっせんについて必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 集会所

町内自治会が町内自治会活動その他の用に供するために自ら設置する施設をいう。

(2) 町内自治会

融資あっせん申請時において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2の規定により市長の認可を受けた認可地縁団体である町内自治会をいう。

(3) 建築等

新築、建替、増改築、集会所として使用する建物及びその敷地の購入及び建物の購入をいう。

(資金の融資あっせん)

第3条 市長は、集会所の建築等又は修繕を行う町内自治会に対して、必要な資金の融資をあっせんするものとする。

(融資の対象)

第4条 この要綱により行う資金の融資の対象は、次のとおりとする。

(1) 集会所の建築等

(2) 集会所の修繕（耐震改修を含む。以下同じ。）

(融資対象)

第5条 融資の申込みを行うことができる者は、借入金の返済能力があると認められ、かつ、集会所の建築等又は修繕を行う町内自治会とする。

2 融資を受けて建築等又は修繕を行う集会所は、原則として次の各号に掲げる要件に適合するものとする。

(1) 千葉県町内自治会集会所建設等事業補助金交付要綱の補助事業に該当する施設であり、かつ、当該補助金の交付を受けるものであること。

(2) 集会所の建築等を行う場合は、町内自治会が集会所の用地を所有し、又は所有できる見込みが確実にあること。

(3) 集会所の新築、建替若しくは増改築又は修繕を行う場合は、融資を受けた日の属する年度内に、しゅん工し、千葉県町内自治会集会所建設等事業補助金交付要綱第9条に規定する工事完了届を提出できること。

(4) 集会所として使用する建物及びその敷地又は建物の購入を行う場合は、融資を受けた日の属する年度内に、当該物件の引き渡しを受けること。

(取扱金融機関)

第6条 融資を取り扱う金融機関は、この融資制度に関し本市と協定を締結した金融機関とする。

(融資の条件)

第7条 融資の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 融資限度額

ア 集会所の建築等を行う場合

集会所の建築等に見込まれる経費から、千葉市町内自治会集会所建設等事業補助金の交付見込額を控除した額の70パーセントに相当する額とする。ただし、その額が1千万円を超える場合は、1千万円とする。

イ 集会所の修繕を行う場合

集会所の修繕に見込まれる経費から、千葉市町内自治会集会所建設等事業補助金の交付見込額を控除した額の70パーセントに相当する額とする。ただし、その額が5百万円を超える場合は、5百万円とする。

(2) 融資利率 毎年度、市と取扱金融機関との協議により定める率とする。

(3) 償還期間

ア 集会所の建築等を行う場合 10年以内

イ 集会所の修繕を行う場合 7年以内

(4) 返済方法

元利均等の割賦返済とする。

(5) 担保

ア 集会所の建築等を行う場合

融資に係る集会所及び当該用地を担保として提供すること。

イ 集会所の修繕を行う場合

金融機関との協議により融資に係る集会所及び当該用地を担保として提供すること。

(6) 保証人

町内自治会の代表者1人以上を連帯保証人とする。また、代表者の変更が生じた場合は、新しい代表者が連帯保証人となるものとする。

(融資の相談)

第8条 融資のあっせんを受けようとする町内自治会は、この要綱に基づく融資あっせんについて、予め市に相談を行うものとする。

(融資あっせんの申請)

第9条 融資のあっせんを受けようとする町内自治会は、集会所の工事契約又は売買契約を締結する前に、町内自治会建設等資金融資あっせん申請書(様式1。以下「融資あっせん申請書」という。)を市長に提出するものとする。

2 前項の融資あっせん申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 事業計画書(様式2)

(2) 決算書(直近3年分)

(3) 総会においてこの要綱による融資あっせんを受け、集会所を建築等又は修繕を行うことを決定した際の議事録及び議案書

(4) 認可地縁団体の規約

(5) 役員名簿

- (6) 認可地縁団体証明書
- (7) 認可地縁団体印鑑登録証明書
- (8) 工事費見積明細書（新築、建替、増改築又は修繕の場合）
- (9) 設計図書（新築、建替、増改築又は修繕の場合）
- (10) 建物又は建物・土地の売買に関する予約書（購入の場合）
- (11) 土地登記事項証明書等
- (12) 家屋等登記事項証明書等（増改築、修繕又は購入の場合）
- (13) 付近見取図
- (14) その他市長が必要と認める書類  
（融資の決定）

第10条 市長は、前条の規定により融資あっせん申請書の提出を受けたときは、当該申請が適格であるときは、融資あっせんについて決定し、町内自治会建設等資金融資あっせん決定通知書（様式3。以下「決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の決定通知書には、町内自治会建設等資金融資あっせん書（様式4。以下「融資あっせん書」という。）及び前条第2項の規定により添付された書類（原本）（以下「関係書類」という。）を添付するものとする。

3 申請者は、前項の融資あっせん書及び関係書類を取扱金融機関に提出するものとする。

4 前項の提出を受けた金融機関は、速やかに融資の審査を行い、その結果を当該町内自治会に通知するものとする。

5 金融機関は、融資を実行したときは、町内自治会建設等資金融資実行報告書（様式5）により市長に報告するものとする。

（用途変更及び処分の制限）

第11条 融資を受けた町内自治会は、償還前に、集会所を融資の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し又は担保に供してはならないものとする。

（取消し等）

第12条 市長は、この要綱に基づく融資を受けた町内自治会が次の各号のいずれかに該当するときは、融資あっせんの決定を取り消し、又は当該決定に係る額を減額することができる。

- (1) 融資目的に反した行為があったとき。
- (2) 不正な行為により融資を受けたとき。
- (3) その他この要綱の規定に違反したとき。

2 金融機関は、前項の規定により融資あっせんの決定が取り消され、又は当該決定に係る額が減額されたときは、既に行われている融資に係る貸付金の全額又は一部を償還させることができる。

（調査等）

第13条 市長は、この要綱に基づく融資を受けた町内自治会に対し、集会所の使用状況、町内自治会の決算の状況等について、報告を求め、又は実地に調査することができる。

（書類の経由）

第14条 町内自治会がこの要綱の規定により市長に書類を提出するときは、当該町内自治会が所在する区役所を経由するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、市長と取扱金融機関が協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

様式1

町内自治会集会所建設等資金融資あっせん申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

法人の住所  
(申請者) 法人の名称  
代表者氏名

印

千葉市町内自治会集会所建設等資金融資要綱に基づく融資を受けたいので、同要綱第9条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

融 資 申 請 額	円
資 金 の 使 途	町内自治会集会所の(建設等・修繕)のため
償 還 期 間	年
融資を受けたい時期	年 月
あ っ せ ん 希 望 の 金 融 機 関 名	(金融機関名) (支店名) 支店

<添付書類>

チェック	添 付 書 類 の 名 称
	事業計画書
	決算書(直近3年分)
	総会においてこの要綱による融資あっせんを受け、集会所を建築等 又は修繕を行うことを決定した際の議事録及び議案書
	認可地縁団体の規約
	役員名簿
	認可地縁団体証明書
	認可地縁団体印鑑登録証明書
	工事費見積明細書
	設計図書
	建物又は建物・土地の売買に関する予約書
	土地登記事項証明書等
	家屋等登記事項証明書等 (※新築の場合は提出不要)
	付近見取図
	その他市長が必要と認める書類

※ 添付した書類のチェック欄に丸印を付してください。

事業計画書

1 町内自治会の概要

法人名					
事務所の所在地		(〒 - ) 千葉市 区			
法人の沿革		年 月	事 項		
過去3か年の状況	項目	(前々期末) 年 月 日	(前期末) 年 月 日	(直近期末) 年 月 日	
	世帯数	世帯	世帯	世帯	
	収入				
	支出				
	差額				
役員構成		役職名	氏 名	役職名	氏 名
代表者		氏 名			
		生年月日	年 月 日生		
		住 所	市 区		
		職 業			



### 3 集会所整備計画の概要

集会所 の敷地	所在・地番	千葉市 区
	地目・地積	地目 ( ) 地積 ( m <sup>2</sup> )
	所有者	
事業計画 の概要	建築面積等	(建築面積) m <sup>2</sup> (延床面積) m <sup>2</sup>
	構造等	造 階建 (耐用年数 年)
	工事着手 予定時期等	(工事着手) 年 月 (予定) (工事完了) 年 月 (予定) (引渡し) 年 月 (予定)
	事業費	円

### 4 資金計画等

#### (1) 資金調達計画内訳

種 別		時 期 等	金 額
預 金 ・ 現 金		年 月現在	円
寄 付		年 月予定	円
市 補 助 金		年 月予定	円
そ の 他 ( )		年 月予定	円
借 入 金	本 制 度	年 月予定	円
	そ の 他	年 月予定	円
合 計			円

#### (2) 本融資制度に係る借入金の返済計画

本 融 資 制 度	会 員 の 負 担 金 等	(積算根拠: 世帯× 円× 月)	円
	そ の 他 の 償 還 財 源 (内訳・金額等記載)		円
そ の 他	会員の負担金等	(積算根拠: 世帯× 円× 月)	円
	その他の償還財源 (内訳・金額等記載)		円

5 町内自治会の資産保有状況

(1) 土地・家屋

区分	所在地	面積等	取得時期
土地		m <sup>2</sup>	年 月 日
		m <sup>2</sup>	年 月 日
		m <sup>2</sup>	年 月 日
家屋		構造： 階数： 面積： m <sup>2</sup>	年 月 日
		構造： 階数： 面積： m <sup>2</sup>	年 月 日
		構造： 階数： 面積： m <sup>2</sup>	年 月 日

(2) 金融資産等 ( 年 月 日現在)

預 残	金融機関名			
	定期性預金			
	普通預金			
	合 計			
借 入 金	金融機関名			
	長期借入金			
	短期借入金			
	合 計			

様式3

町内自治会集会所建設等事業資金融資あっせん決定通知書

第 号  
年 月 日

(あて先) 様

千葉市長

平成 年 月 日付け申請のあった町内自治会集会所建設等事業資金融資のあっせんについて、次のとおり決定したので、町内自治会集会所建設等事業資金融資要綱第10条第1項の規定により通知します。

記

融 資 先	法 人 名	
	法 人 の 住 所	
	代表者の役職・氏名	
融 資 条 件	融 資 金 額	円
	融 資 利 率	年 %以内の固定金利
	融 資 期 間	年
	返 済 方 法	元利均等割賦返済
	保 証 人	原則として、法人代表者1人以上を連帯保証人とする。
	担 保	

様式 4

千葉市町内自治会集会所建設等事業資金融資あっせん書

第 号  
年 月 日

(あて先) 様

千葉市長

千葉市町内自治会集会所建設等事業資金の融資あっせんを次のとおり決定したので、融資くださいますようお願いいたします。

融 資 先	法 人 名	
	法 人 の 住 所	
	代表者の役職・氏名	
融 資 条 件	融 資 金 額	円
	融 資 利 率	年 %以内の固定金利
	融 資 期 間	年
	返 済 方 法	元利均等割賦返済
	保 証 人	原則として、法人代表者 1 人以上を連帯保証人とする。
	担 保	

様式5

千葉市町内自治会集会所建設等事業資金融資実行報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

(金融機関名)

年 月 日付け 第 号にて融資あっせんの決定がありました町内自治会集会所建設等事業について、下記のとおり融資を実行しましたので、下記のとおり報告します。

記

融 資 先 名	
区 分	
融 資 額	円
融 資 利 率	年 %の固定金利
返 済 期 限	年 月 日
返 済 方 法	
担 保 等	
融 資 実 行 日	年 月 日

※「区分」の欄には、新築、建替、増改築、購入又は修繕のいずれかを記入する。